

国立大学法人滋賀大学広告掲載の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）が掲載する広告に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる本学資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒及び給与明細袋等の印刷物

イ 本学WEBページ

ウ 本学の財産

エ その他広告媒体として活用できる本学資産で学長が個別に定めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 政治性又は宗教性のあるもの

(2) 社会問題についての主義又は主張

(3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(7) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8) 法令又は規則等に反するもの

(9) その他掲載する広告として適当でないと本学が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、枠数、掲載料及び作成方法等については、当該広告媒体ごとに、本学が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告は、原則として本学が管理するホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告媒体を新たに設定した場合、広告の枠を新たに設定した場合又は広告の枠に空きが生じた場合に行うことができるものとする。

3 本学は、第1項の規定により公募する場合は、広告主となり得る者等に対し、公募に

ついて案内できるものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告の掲載を希望する者は、様式第 1 号により、学長に広告の掲載を申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 学長は、前条の規定により申請があった場合は、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき審査し、次に掲げる順位により広告掲載を決定する。ただし、1 ヶ月単位での募集の場合において、同順位となったときは、掲載希望月の総数の多いものを優先し選定できるものとする。

(1) 次のア及びイに掲げるもの

ア 滋賀県内産業の育成、県産物の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると判断できるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの

(2) 前号イの規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 第 4 条に規定する枠数を超えて広告掲載の申請があった場合において、前項の規定により申請者の順位の優劣を判断できないときは、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申請者と調整を行うことができるものとする。

3 学長は、前 2 項の規定により広告掲載の可否を決定した場合は、様式第 2 号により当該申請者に通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告主は、前条の規定により広告掲載の許可を受けた場合は、所定の期日までに様式第 3 号により承諾書を学長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき広告原稿を作成し、所定の期日及び場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する。

3 本学は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が第 3 条又は第 4 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、所定の期日までに本学が発行する請求書により一括前納するものとする。

(広告の取消し)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 9 条第 1 項の規定により所定の期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 第 10 条の規定により所定の期日までに広告掲載料が納付されないとき。

- (3) 第3条又は第4条の規定に反すると判断したとき。
- 2 学長は、前項の規定により広告掲載を取消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 本学は、第1項の規定により広告掲載を取消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付しているときは、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の広告掲載料を返還する。
- 4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第12条 本学は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった場合は、第4条で定めた広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 広告主の反社会的行為等に関する事情により、本学が被害を被った場合は、学長は広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第15条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この規程に定める広告掲載に関する訴訟は、大津地方裁判所に提訴することとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、本学が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成20年10月20日から施行する。
- 2 国立大学法人滋賀大学WEBページ広告掲載の取扱いに関する規程(平成19年7月1日制定)は、廃止する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

国立大学法人滋賀大学長 殿

住所 〒

申請者

氏名

印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。)

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人滋賀大学広告掲載の取扱いに関する規程第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

掲載を希望する広告媒体 (○で囲んでください。)	1. 印刷物 () 2. 本学 WEB ページ 3. その他 ()	
掲 載 希 望 期 間	年 月 ~ 年 月	
掲 載 希 望 枠 数	枠	
リ ン ク 先 U R L (本学 WEB ページに掲載する場合)		
広 告 の 内 容 (広告の内容案を記入又は添付してください。)		
業 種		
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E - m a i l	
そ の 他	1. 申請にあつては、国立大学法人滋賀大学広告掲載の取扱いに関する規程を遵守します。 2. 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。	

様式第2号（第7条関係）

滋大○第 号
年 月 日

（ 廣 告 主 ） 様

国立大学法人滋賀大学長

廣 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。ついては、ご確認の上、広告掲載承諾書(様式第3号)をご返送下さい。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲 載 す る 廣 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日～ 年 月 日
掲 載 枠 数	枠
リ ン ク 先 U R L (本学WEBページに掲載する場合)	
廣 告 の 内 容	
廣 告 掲 載 料	
廣 告 掲 載 承 諾 書 提 出 期 限	年 月 日 ()
廣 告 掲 載 料 納 入 期 限	別途、本学が発行する請求書に記載した支払期限とする。
廣 告 原 稿 提 出 期 限	年 月 日 ()

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

国立大学法人滋賀大学長 殿

住所 〒

広告主名

氏名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）

広 告 掲 載 承 諾 書

年度国立大学法人滋賀大学広告事業については、広告掲載決定通知書に記載された内容のとおり、広告を掲載することについて承諾いたします。

つきましては、所定の期日までに広告原稿を提出し、広告掲載料を納付いたします。